

知っていますか？

成年後見制度

～親亡き後は、親あるうちに！～



.....もくじ.....

- ・本人を取り巻く後見支援ネットワーク図
- ・後見支援ネットワーク

I 発足と目的

- ①成年後見制度って？ 1
- ②制度発足の経緯と目的 2

II 種類と概要

- ①任意後見制度とは？ 4
- ②法定後見制度とは？ 5
- ③後見人の仕事と責任(後見人がすること) 6
- ④後見人の役目はいつまで？ 9

III 費用と報酬

- ①任意後見や法定後見に必要なお金は？ 11
- ②本人の財産から支出はあるの？ 12

IV 後見人の選任

- ①親は、後見人になれるの？ 14
- ②親戚の人は、後見人になれるの？ 14
- ③兄弟は、後見人になれるの？ 15
- ④第三者の後見人の場合は？ 16

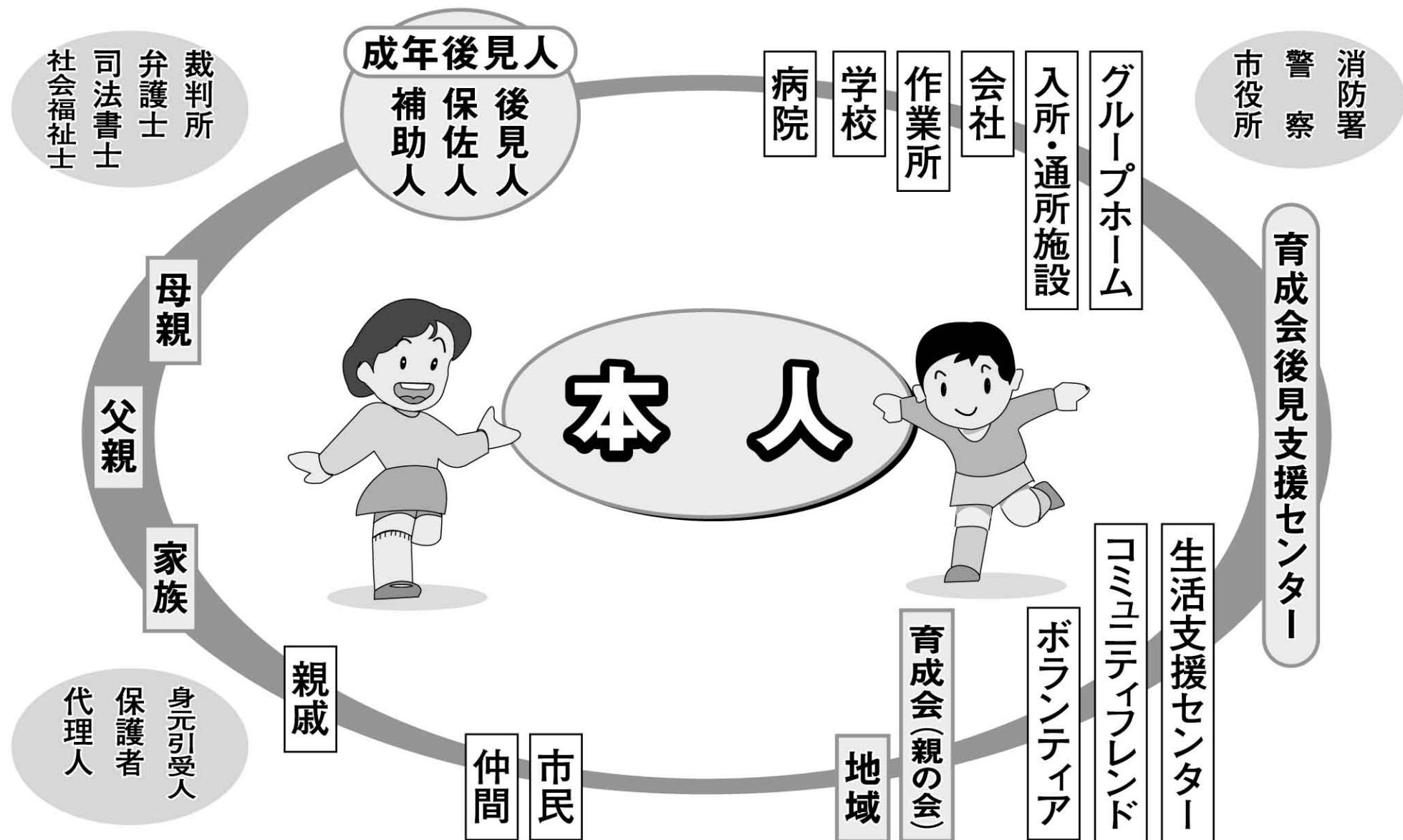
V 事例

- ・重度の方の遺産分割 17

VI 手続・申請資料集

- ①手続・申請の書き方
 - ・ご利用の為の手続き
 - (申立てに必要な書類) 21
 - (申立てに関わる費用) 22
 - (申立書記載例) 23
 - (後見開始申立て用チェックシート) 30

本人を取り巻く 後見支援ネットワーク図



後見支援ネットワーク

	名 称 (氏名)	住 所	連絡先
成年後見人			
コミュニティフレンド			
育成会(親の会)			
後見支援センター			
家庭裁判所			
弁護士			
司法書士			
社会福祉士			
公証人役場			
市役所			
病院 1			
病院 2			
学校			
作業所・通所施設 会社			
グループホーム			
入所施設			
生活支援センター			
居宅介護事業所			
社会福祉協議会			

I 発足と目的

① 成年後見制度って？

急速な少子高齢化の進行と家族関係の希薄化がすすむわが国では、これまでのように高齢者や障害者の世話を家族親族にゆだねるだけでは立ち行かなくなっています。また、画一的な福祉のあり方も限界にきており、個人が自ら望む生き方を希求する時代になってきました。

家族による支援から社会による支援へ、国家の措置による福祉から社会の契約による福祉へと転換を目指した、高齢者を対象とする介護保険制度や障害者自立支援制度はこの方向性に沿って制度化されたものです。しかし、契約による支援では、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が適切な福祉を得るのは困難です。福祉ばかりか、日常生活においても契約による取引社会の中で悪質業者の格好のえじきになり、大切な生活のための資金を失いかねない現状があります。このため平成11年に関連法が整えられ、平成12年4月から『成年後見制度』がスタートしました。この制度は、判断能力が不十分なため、そのことによって不利益を被る恐れのある人を、不利益を被らないために、法律面や生活面で保護したり、支援する制度です。



② 制度発足の経緯と目的

従来の成年後見制度である、禁治産、準禁治産制度は家族の犠牲と取引の安全重視の思想のうえに成り立っていて、個別対応不可能な硬直性、被後見人の全人格否定など多くの欠陥を持ち、十分に利用されることはありませんでした。

新しい成年後見制度は、高齢社会への対応および知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの新しい理念と、従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用用しやすい制度として成立したものです。

制度の活用に際しては、本人の自己決定を尊重し、残された能力を活用しようという考え方に基づき、普通の生活、本人のこれまでの生活歴、環境、そして本人の言葉などを本人の保護の立場から総合的に自己決定を見極める必要があります。また、障害があるからといって特別扱いをするのではなく、その人なりの充実した生活をしてもらうために、どんな支援が必要かを後見人が考えなくてはなりません。そのためにどう財産を使つたらいいのかこれも後見人の重要な判断事項です。



平成18年から障害者自立支援法がスタートしました。この法律の求めるところは、障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくりです。新たな就労支援事業を創設し雇用施設との連携を強化し、施設での生活から、地域と交わる暮らしがはじまります。この新しい生活は人々とともに暮らす普通の生活です。事業所や就労先との契約関係も生じますし、欲しいものがあれば買いたくもありますが、だまされてしまったり、権利侵害を受ける事があるかもしれません。

この法律が求めている地域社会が障害者にとってよい社会であるためには、地域社会の中で、障害のある方を介護し生活面で支える人が必要なと同時に、障害のある方の権利を擁護し、守る役割の人も必要になります。その人を選ぶ仕組みのひとつが成年後見制度です。



II 種類と概要

① 任意後見制度とは？

任意後見制度は、本人が判断能力が十分なとき、将来の判断能力の低下に備えて、本人が後見人を選定し、本人の希望する支援内容を定めて公正証書で契約を結び、将来の不安に備えておく制度です。後見人には、自分の身近な人を選ぶこともできますし、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門家を支援内容に応じて複数選任しておくこともできます。任意後見制度は、次のような経緯を経て後見開始となります。

【支援内容を決め後見人选ぶ】

↓
本人がしてほしい支援内容を決め、身近な人の中から後見人を選びます。身近な人に後見人候補がない場合は、司法書士や社会福祉士を依頼します。

【公正証書による契約と登記】

↓
公証人役場で公正証書による契約を行い、法務局に登記を行います。(判断能力が十分でなくなった)

【申し立て】

↓
家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行います。申し立てできるのは、本人、配偶者、2親等内の親族、任意後見人受任者です。

【家庭裁判所の審判】

↓
申し立てについて家庭裁判所の判断が出されます。

【成年後見の登記】

↓
裁判所が法務局に成年後見登記を行います。

【支援の開始】

② 法定後見制度とは？

法定後見制度は、本人がすでに判断能力が十分ではない場合、本人、配偶者、4親等内の家族などから家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所で成年後見人（補助人・保佐人・後見人）を選定してもらう制度です。配偶者、2親等内の家族などが不在の場合、市町村長申し立てという方法もあります。後見人が行使できる権利には次の3つがあります。

代理権……本人が本来行なう法律行為を本人に代わって行なう権利

同意権……本人が行なった法律行為を了解する権利

取消権……本人が行なった法律行為に関して、不利と認められる場合はその行為を取り消すことができる権利

◎また、本人の判断能力の程度に応じて、補助、保佐、後見の3つに支援は分かれます

補 助……生活全般ほぼ一人でできるが、少し不安が残る程度

保 佐……日常の買い物程度なら問題ないが、財産行為等（不動産・自動車）を独りで行なうのは困難という程度

後 見……日常生活（つり銭の計算等）ですら困難で、誰かの援助が常に必要な状態

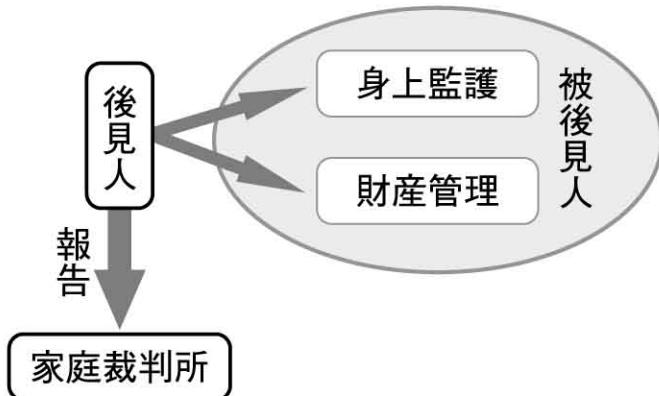
援助者の持つ権限の範囲

類型	代理権	同意権	取消権
補 助	△	△	△
保 佐	△	○	○
後 見	○	○	○

○全面的に権利を持つ ○条件付で権限を持つ △本人の同意が必要

③ 後見人の仕事と責任(後見人がすること)

後見人は、被後見人(後見を受ける人のこと)の身上監護に関する法律行為と財産管理を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。



1、後見人の選任

被後見人は認知症、知的障害、精神障害などの原因により判断能力を欠くため、自分の財産を適切に管理することができませんし、医療や介護を受ける契約を自分で結ぶことができません。そこで、被後見人に代わって、この役割を果たす人が必要になります。それが、後見人です。家庭裁判所は、このような目的から、被後見人の生活や財産の状況、被後見人との関係、後見人候

補者の状態など、さまざまな事情を考慮した上、被後見のために誠実に、かつ責任をもって、その職務を果たすことができる人を後見人に選任しています。



2、身上監護とは

本人の生活や健康、医療等に関する法律行為を行うことをいいます。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設等の入退所の契約、被後見人の治療や入院等の手続きなどを行うことをいいます。(手術などの同意は出来ません。)

3、財産管理とは

被後見人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書などの保管などを行うことをいいます。

4、被後見のために必要な費用は

被後見人の財産から支払ってかまいません。ただし、あらかじめ予算を立てた上で、毎月決められた額を引き出し、その中でやりくりしてください。予想外の出費のため、予算内でまかなえない場合は、必要に応じて家庭裁判所に相談します。

5、財産管理の方法として

被後見についての家計簿(普通のノートで結構です)に記載するとともに、領収書が発行される場合は、領収書を保管してください。



6、後見人の職務の重要性

後見人には職務の重要性から、重い責任が課せられます。そのため後見人に不正な行為、著しい不行跡、その他後見人の財産を私的に借用、流用したりする行為、後見人としての信用、信頼を失墜させるような行為、後見人の権限を濫用する行為、適当でない方法で財産を管理する行為等があった場合、または、任務を怠った場合などについて裁判所により厳しく監督されます。

7、後見人の賠償責任

被後見のために、十分な注意を払って、誠実にその職務を遂行する責任を負っていますので、故意又は過失により被後見人に障害を与えた場合には、賠償しなければなりません。なお、悪質な場合は、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。

8、家裁への報告義務と後見監督

被後見人の適切な身上監護や財産管理を目標としていますから、後見人は、必要に応じて家庭裁判所に連絡や相談をしていただくほか、家庭裁判所(後見監督人が選任されたら後見監督人)の監督を受けることになっています。これを後見監督といいます。



④ 後見人の役目はいつまで？

- 1、被後見人の死亡
- 2、後見開始の審判の取消し
- 3、後見人の辞任
- 4、後見人の解任により後見人の任務は終了します。

後見人の任務が終了したときは、後見人は、それまで管理していた被後見人の財産について、管理の計算をしなければなりません。それを家庭裁判所に報告し、相続人本人もしくは新しい後見人に財産の引継ぎをしてください。

後見人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をし、後見人の任務が終了した時点の被後見人の財産について、財産目録を作成しなければなりません。後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が立ち合わなければなりません。財産目録を作成したら、その結果を、財産を引き継ぐ相手に報告してください。



1、財産の引継

- (1) 被後見人が死亡したとき、管理していた財産は、相続人の1人に引き継いでください。ただし、他に相続人がある場合は、他の相続人全員に対し、財産を引き継いだことを通知してください。なお、あなたが相続人の一人である場合は、他の相続人全員に対し、あなたが引き継ぎ管理している財産の内容を通知してください。
- (2) 被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき、管理していた財産は、被後見人であった本人に引き継いでください。
- (3) 後見人が辞任するとき、又は解任されたとき、管理していた財産は、新しい後見人に引き継いでください。

2、後見事務終了の報告

管理の計算と財産の引継(相続人への通知)が修了したら、家庭裁判所に後見事務が終了したことを報告してください。

* 万一、後見人自身が死亡したときは、親族が家庭裁判所に連絡します。被後見人の権利保護に支障をきたさないよう、すみやかに後任の後見人を選ばなければならぬからです。また、新しい後見人への財産の引き継ぎは、親族が行ないます。



III 費用と報酬

① 任意後見や法定後見に必要なお金は？

● 任意後見では、【手続き費用】として以下の費用等が必要です。

(1) 公正証書作成手数料	11,000円
(2) 登記嘱託手数料	1,400円
(3) 登記印紙料	4,000円
(4) その他証書代など	6,000円 程度

また【任意後見人の報酬】は、本人と受任者の間で取り決めます。一般に月額2～3万円が目安と言われますが、無料の場合もあり、ケースバイケースです。

● 法定後見では、【手続き費用】として以下の費用等が必要です。

(1) 申し立て手数料	1件 800円
(2) 切手代	4,000円 程度
(3) 登記印紙料	4,000円
(4) 鑑定費用	5～10万円 (医師による判断能力の鑑定)

このほか、申し立て書類(戸籍謄本・登記事項証明書・診断書等)の入手費用

また【法定後見人の報酬】は、申し立てをし、家庭裁判所が相当な額を決定し、認められれば被後見人の財産の中から支払われます。5千円～3万円が目安ですが、事情によりもらえない場合もあります。



② 本人の財産から支出はあるの？

1、財産がほとんどない場合は、後見経費等はどうするの？

被後見人自身の生活費のほか、被後見人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費、被後見人が負っている債務の弁済金、後見人がこの職務を遂行するため必要な経費などが本人の財産から支出されます。

しかし、本人以外の生活費の支出については、被後見人の収入・資産等に照らして相当と認められる範囲で、という制約がありますので、事前に家庭裁判所に相談してください。債務についても法律的な趣旨があいまいなものもありますので、その場合は、弁済してしまう前に家庭裁判所に相談してください。

2、後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は、被後見人の財産から支出してかまいません。たとえば、後見人が被後見人との面会や金融機関に行くための交通費、被後見人の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等がそれに当たります。



ただし、これらについても、支出の必要性、被後見人の財産の総額に照らして相当な範囲に限られ、高額なタクシー代等については特別な事情がない限り認められないことになりますから、注意してください。

なお、後見人が選任される前の後見開始の申し立て費用(印紙、切手、鑑定費用等)は経費に含まれません。申し立て費用を被後見人の財産から支出しようとするときは、その旨を記載した上申書を家庭裁判所に提出した上、家庭裁判所の指示に従ってください。

3. 被後見人の収入や財産がない場合

本人の生活費や後見経費などは、被後見人の扶養義務者(配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹)が負担することになります。扶養義務者が複数いる場合は、誰がどのように負担するかを話し合いで決めることになります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停や審判を利用することもできます。後見人自身が扶養義務者であれば、話し合いの結果、被後見人の生活費を負担することもあるでしょう。

4. 被後見人に身寄りがなく扶養義務者がいない場合

または扶養義務者はいても生活に余裕がなくて援助できないような場合は、生活保護など公的扶助に頼る以外にならでしよう。被後見人の居住地の市町村役場等に相談してください。



IV 後見人選任

① 親は後見人になれるの？

もちろんなることができます。これまで生活を共にするなど、本人のことを最もよくわかっているという点、また費用もかからないなどメリットがあります。親子の関係づくりがしっかりしていれば、非常にうまくいくでしょう。しかし、親だからといって、本人の権利を侵害しないわけではありません。実際、親が利用者本人の権利を侵害してしまい、裁判所が仲裁に入り、親を説得し、後見人を辞任、親族も辞任して、結局第三者が後見人になったケースもあります。また一般的に難しい法律判断は困難ですし、他人との調整・交渉ごとは不得意と考えたほうがよいでしょう。

② 親戚の人は後見人になれるの？

その人が後見人となることが本人のためになるのであれば、なる場合もあるでしょう。費用がかからないというのも本人の利益となりますですが、ちゃんと仕事をしてくれるのか、損害賠償能力はあるのかなど総合的に検討しなければなりません。また、候補者選びには、不正が起きる危険性の要素をできるだけ最小限に抑える努力を払わなければなりません。



③ 兄弟は後見人になれるの？

上記と同様、本人の財産や生活状況、本人との利害関係などさまざまな点を考慮し、裁判所が考えるところの「本人のためになる」人が兄弟である場合もないとは言えません。しかし、後見人が管理する本人の財産は、本人のために管理するのであって、自分のために使うことは許されません。後見人となれば、兄弟といえども他人の財産を預かることになるのですから、多くの責任や義務を負うことになります。障害者の兄弟については、生まれたときから大変な状況を背負ってきてているのが常ですから、こうした負担からは逃れたいのではないでしょうか。

なお、後見人であれば、親族であっても報酬をもらうことができます。ただし、報酬を受け取るためには、家庭裁判所に『報酬付与』の申し立てが必要です。また、報酬の金額は、本人の残余財産と後見人の仕事の内容に応じて家庭裁判所が決めます。家庭裁判所がそれを認めて、初めて後見人は被後見人の財から報酬を受けることができます。後見人の判断で、管理している被後見人の財産から勝手に差し引くことはできません。

また、被後見人の財産から支払われるものですので、請求した時点で被後見人に財産がなければ支払われません。報酬の額は、管理している財産の額や後見事務の難易などを総合



的に検討し、それぞれの事案ごとに家庭裁判所が決めます。家庭裁判所が決めた報酬の額に不満がある場合、または、報酬が認められなかった場合、いずれの場合にも、不服の申し立てはできません。報酬を望まない場合には、申し立てをする必要はありません

④ 第三者の後見人の場合は？

人間関係にとらわれずドライに対応できる点、また難しい法律判断、他人との調整・交渉ことは得意です。しかし、司法書士・弁護士・社会福祉士等の国家資格をもつ専門家や事業目的に後見業務をあげている法人に依頼することになるため、ある程度の費用はかかります。

しかしながら、家族の過重負担防止と家族による制度濫用危険防止の2つの視点で、職業成年後見人（上記専門家）を積極的に活用することが、この制度の社会化を実現するものと思われます。家族が後見人になった場合、信頼出来ない人がいる、あるいは本人の財産を狙う人がいる、訴訟などの紛争が予想される、後見の内容が複雑である、適当な候補者がいない、身寄りがないなどの場合は、職業後見人による後見がよいでしょう。



V 事例

重度の方への遺産分割(例)

事 例



本人(神田育子)

この方は、**神田育子さん**(48才)。重度の知的障害のある方です。自宅で**母親のツネさん**(75才)と、**弟博之さん**(43才)家族と一緒に暮らしています。育子さんのお父さんは3年前に亡くなりました。お父さんの総額3,000万円相当の遺産は、お母さんが全て相続しました。また、育子さんには、母親が大切に管理してきた障害基礎年金などを貯めた1,000万円あまりの預金があります。これまで、妹の**新橋成子さん**(41才)を含め、3人の兄弟はたいへん仲良く過ごしてきました。お母さんと子どもたち、4人が揃うと皆が笑顔でした…。



母(ツネ)

ある日、お母さんが自宅前で転んで足を骨折し、入院しました。するとすぐにお母さんに認知症の症状が現れました。寝たきりの日々が続き、ついにお母さんは亡くなってしまいました。あとに残された子どもたち。

博之さん、成子さんが一切を取り仕切り、育子さんは通夜、告別式のあいだずっと穏やかな笑みを浮かべ、お母さんを見送りました。これからの会話は、告別式が終わり、育子さんを祭壇のある仏間に残し、居間で弟博之さんと妹成子さんが交わしたものです。



弟(博之)

おい成子。疲れただろ? 昨日からぜんぜん寝てないし大丈夫か?

お兄ちゃんこそ疲れたでしょ? 親主のお仕事、ご苦労さまでした。



妹(新橋成子)

ところで、お姉ちゃんのことなんだけど…。今までどうおり、おれが一緒に暮らしていくよ？おふくろもそれを望んでいただろうしね…。お姉ちゃんも変化に戸惑うこともないしそれがいちばんだと思うんだけど。



弟(博之)

そんなのするいわよ！お姉ちゃんの貯める年金を独り占めする気なんでしょ。うちだって苦しいのよ。そもそも家のリフォームもしなくちゃなんないしお兄ちゃんの思い通りにはさせないからね！



妹(新橋成子)

今まで誰がおふくろの面倒を見てきたと思ってるんだ！お姉ちゃんのためにはうちにいるのがいちばんいいんだ。おまえはいっさい関わらなくてけっこうです！



かあさんの遺産の分け方だけど、うちの家と土地は、おれが相続して現金や株券は、おれとおまえで半分ずつ分けるというのでどうだ？



へしばらくの間沈黙して…



えっ、お姉ちゃんは？お姉ちゃんの分はないの？



う～ん

【事例解説】

「親亡き後」にこのようなことになり、お母さんはどういう思いで空から兄弟を見つめているのでしょうか。母親を中心に仲のよかった兄弟、親の死によってここまで自己中心的な判断をするようになるとは…。



本人（神田育子）

弟にも妹にもそれぞれ家庭があり、そちらの利益を中心に考えてしまったのでしょうか。

この事例で起きている育子さんに対する権利侵害をひとことで言うと、「育子さんが自分で決めるべきことを決められていない」ということに尽きます。『住む場所を決める権利』『自分のお金自分で管理する権利』『財産を相続する権利』など、育子さんが当然に持っている権利が危機に瀕しているのです。

自己決定権の尊重

これこそ「成年後見制度」が、本人について守るべき権利です。

もし、育子さんに成年後見人がいれば、その後見人は母親の死後、育子さんのために次のような事が出来ます。

- ① 遺産分割協議で、育子さんに法定相続分が保障されるように主張する。
- ② 遺産を含めた育子さんの財産を管理し、本人のためだけに使っていく。
- ③ 本人にとってどこに住むのが最適か、本人と親族の意向を聞きながら判断し、必要ならば、グループホーム等への入所手続きを本人に代わって行う。

本人の判断能力が不十分でなかったら、当然自分でしたであろうと思われることではありますが、知的障害のある方たちが権利侵害を受けた時の対応力の弱さを考えると、本人の意向を最大限重視して、本人に寄り添った判断をする成年後見人の存在の重さがわかります。

この事例の場合、母親が元気なうちに成年後見制度活用に向けて、具体的に動いていたら、事態はかなり違ったものになっていたのではないかと思われます。できるなら弟や妹が「本人のために」制度活用に動き出してくれればいいのですが……。

【制度が本人に保障すべき権利】

(後見人等が負う権利擁護義務)

- ・自分のことを自分で決める権利 → **自己決定権**（憲法13条）
パタナリズムとエンパワメント
- ・ふつうの生活を保障される権利 → **生存権**（憲法25条）
- ・自らの財産を自ら管理する権利 → **財産権**（憲法29条）



では、誰が成年後見人になればよいのでしょうか。

相続の話だけではなく育子さんの一生に影響を与える重大な選択ですから、慎重にも慎重に決定される必要があります。

育子さんのことを日常的によく知っている身近な人、という意味ではご兄妹も選択肢の一つです。しかし、この例のように相続については、利害が対立しますので、たとえ後見人に就任していても、遺産分割協議では特別代理人を別に選任する必要があります。

第三者の専門家にお願いすることも選択肢の一つです。しかし、相続問題の解決はそれで処理できる場合があるにしても、育子さんの日常生活、とくに「住む場所」や、どんなことに「お金を使うのか」という話になると、見ず知らずの専門家がいきなり後見人に就任して育子さんの個性に応じた十分な判断ができるわけではありません。

これらのこと考慮すると、育子さんの立場に立ちきって育子さんの一生の権利擁護を確保するには、

- 1)周りの支援者すべてがチームが組めるような環境設定
- 2)複数の支援者が常に関わること
- 3)育子さんとその生活環境をよく理解している後見人候補者を選ぶこと
- 4)以上のこと親あるうちから準備していくことが大切です。



あわてて裁判所に駆け込んで、闇雲に見ず知らずの人に後見を依頼することはかえって権利侵害になることもあります。慎重な対応が必要です。親や親族が単独で考えることは育子さんのためにもなりません。しかし、だからといって母親が元気なうちはなにもしないでよいということではありません。親が 病気になったり、死んでしまったあとでは遅いのです。親が元気なうち、つまり今すぐにも、こうした環境を作る作業をはじめることができます。



VI 手続・申請資料集

成年後見制度利用のための手続き

成年後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に申立てをする必要があります。申立ての必要な書類と費用は、およそ以下のとおりですが、家庭裁判所によって多少異なりますので詳しくは管轄の家庭裁判所に聞いてみるのがいいと思います。

申立てに必要な書類

- ・**申立書**（定型の書式があり、家庭裁判所に行けば無料でもらえます）


→記載例をご覧ください。

- ・申立人の戸籍謄本 1通（本人以外が申し立てるとき）
- ・本人の戸籍謄本 1通
- ・戸籍の附票 1通
- ・登記事項証明書 1通
- ・診断書 1通
- ・成年後見人等の候補者の戸籍謄本 1通
- ・住民票 1通
- ・身分証明書 1通
- ・登記事項証明書 1通（候補者がいる場合のみ必要）

※登記事項証明書は、東京法務局が発行する後見開始の審判等を受けていないか、あるいは既に受けているかについての証明書のことです。

※身分証明書は、本籍地の役所が発行する破産宣告を受けていない旨の証明書のことです。

- ・**申立書付票**（申立書と同じく定型の書式が家裁にあります）
- ・**本人に関する報告書**（用意できれば）

申立てに関わる費用

収入印紙代後見開始の申立て	800 円
保佐開始の申立て	800 円
保佐開始の申立て+同意権追加付与の申立て	1,600 円
保佐開始の申立て+代理権付与の申立て	1,600 円
保佐開始の申立て+同意権追加付与の申立て+代理権付与の申立て	2,400 円
補助開始の申立て+同意権追加付与の申立て	1,600 円
補助開始の申立て+代理権付与の申立て	1,600 円
補助開始の申立て+同意権追加付与の申立て+代理権付与の申立て	2,400 円
切手代 各裁判所によって異なりますが、およそ3,000~5,000円ほどです。	
登記費用 成年後見制度では、その審判結果を登記します。 そのための費用として登記印紙代 4,000円分が必要となります。 ※収入印紙とは違います。ご注意ください。	
鑑定費用 成年後見制度を活用する場合は、明らかにその必要がないと認められる場合(植物状態等の場合をいい、療育手帳のA1判定の方が必ずしも鑑定不要というわけではありません)を除いて、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定してもらう必要があります。鑑定費用の額は事案にもよりますが、およそ5~10万円程度です。 要点式鑑定書の導入により、制度利用者の負担軽減がはかられています。申立て後、鑑定開始前に家庭裁判所に一定額を予納するところもあります。	

申立書(記載例1)

受付印		後見開始申立書	
		(この欄に収入印紙800円をはる。)	
収入印紙 円 予納郵便切手 円 予納登記印紙 円		(はった印紙に押印しないでください。)	
準口頭		関連事件番号 平成 年(家) 第	号
札幌 家庭裁判所 御中 平成19年2月4日		申立人の署名押印 又は記名押印	
申立人の戸籍謄本 通(本人以外が申立) 本人の戸籍謄本 通、戸籍附票 成年後見人候補者の戸籍謄本		△△花子 印	
<p>添付書類 戸籍謄本、戸籍附票、 住民票を見ながら 正確に記入して下さい。</p>			
申立人	本籍	北海道札幌市.....	
	住所	〒.....	電話 (.....)
	フリガナ 氏名	△△花子	大正 6年8月**日生 (昭和)
	職業	無職	
	本人との関係	※ 1 本人 2 配偶者 ③ 四親等内の親族(母) 4 成年後見人・未成年後見監督人 5 保佐人・保佐監督人 6 補助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他()	
本人	本籍	都道府県 申立人の本籍地と同じ	
	住所	〒 -	電話 ()
	フリガナ 氏名	△△太郎	明治 大正33年10月**日生 (昭和)
	職業	無職	

(注) 太わくの中だけ記入してください。※の部分は当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

後見(1/2)

申立ての趣旨

本人について後見を開始するとの審判を求める。

申立て

本人の現状(生年
歴を含む)、制度利用の必要
性、後見人等の候補者の推薦
理由の順に書きます。

(申立ての理由、本人の生活状況などを具体的に記入して下さい。)

本人は2才のときに、自閉症との診断を受けた。療育手帳の判定はA2で、重度の知的障害がある。身辺の自立はほとんどがはかれているものの、日用品の購入など契約を伴う行為は全般的に非常に困難である。

母(申立人)も老齢となり、今後の本人に関する法律行為を代理、同意・取消する成年後見人を選任していただきたいことで、本人の権利が正当に行使されることを望んでいる。

成年後見人には、健康状態も良好で、時間的余裕もあり、経済的に安定している妹を選任していただきたい。

成年後見人	住所	〒 北海道札幌市○△3丁目・・・		電話	・・・(ー)・・・
候補者	氏名	フリガナ	○○ 松子	大正 (昭和)	40年 七月 日 生
	職業	主婦		本人と の関係	妹
	勤務先			電話	()

(注) 太わくの中だけ記入してください。※の部分は当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

後見(1/2)

(別紙様式第12)

受付印		保佐開始申立書	
(この欄に収入印紙800円をはる。1件について800円)			
収入印紙 円 予納郵便切手 円 予納登記印紙 円		この事例の場合、 保佐開始800円 代理権行使800円 同意権行使800円 計2,400円です	
準印頭	関連事件番号) 第 号 ○○次夫	
東京 家庭裁判所 御中 平成19年2月**日		申立人の 署名押印 又は記名押印	
添付書類	申立人の戸籍謄本 通(本人以外が申し立てるとき。 本人の戸籍謄本 通 戸籍附票 通 登記事項証明書 通 診断書 通 保佐人候補者の戸籍謄本 通 住民票 通 身分証明書 通 登記事項証明書 通		
申立人	本籍	東京 都道府県 港区○○3△3番地5口号	
	住所	〒 *** - *** 電話 *** (***) ***	
	フリガナ 氏名	○○次夫 大正 38年9月**日生 (昭和)	
	職業	会社員	
本人との関係	※ 1 本人 2 配偶者 3 四親等内の親族(弟) 4 (未成年・成年)後見人 5 (未成年・成年)後見監督人 6 助助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他()		
本人	本籍	都道府県 申立人の本籍と同じ	
	住所	〒 - 電話 ()	
	フリガナ 氏名	○○竹子 明治 (大正 33年10月**日生 (昭和)	
	職業	無職	

(注) 太わくの中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

保佐(1/2)

申立ての趣旨

本人について保佐を開始するとの審判を求める。

(必要とする場合に限り、当てはまる番号を○で囲んでください。)

- ① 本人が以下の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。（☆）
- ② 本人のために以下の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

(行為の内容を記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)

1につき 5万円以上の商品の購入

2につき 福祉サービス利用契約の締結

1については本人に必要と思われる同意取消権を具体的に
2については代理権を書きます。

申立ての実情

(申立ての理由、本人の生活状況などを具体的に記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)

本人は2才時にダウン症と診断され、療育手帳B1の判定を受けた中度の知的障害者である。中度とはいえ身辺自立できており、適切な支援があれば本人に関わる契約内容もあおよび理解できる。ただ、他人の言うことを全て真に受けたため、本人の権利侵害を防ぐ必要がある。
保佐人には本人と同居し、理解の深い弟(申立て人)を選任いただきたい。

保佐人	住 所	〒 - - - - 東京都港区〇〇3丁目△21番□号		電話	- - - - (- - -) - - - -	
候補者	フリガナ 氏 名	○ ○ 三 郎		大正 昭和	38年 9月 - - 日 生	
(適当な人がいる場合に記載してください。)		職 業	会 社 員	本人と の関係	弟	
		勤務先	株式会社〇〇〇〇〇〇		電話	- - - - (- - -) - - - -

(注) 太字の中だけ記入してください。☆民法第13条第1項に規定されている行為については、申立ての必要はありません。
保佐(2/2)

(別紙様式第13)

受付印		補 助 開 始 申 立 書	
(この欄に収入印紙800円をはる。1件について800円)			
収 入 印 紙 円 予 納 郵 便 切 手 円 予 納 登 記 印 紙 円		(はった印紙に押印しないでください。)	
準口頭	関連事件番号 平成 年(家) 第 号		
長崎 家庭裁判所 御中 平成19年2月--日		申立人の 署名押印 又は記名押印	
		□□梅子 ㊱	
添付書類		申立人の戸籍謄本 通(本人以外が申し立てるとき。) 本人の戸籍謄本 通、戸籍附票 通、登記事項証明書 通、診断書 通 补助人候補者の戸籍謄本 通、住民票 通、身分証明書 通、登記事項証明書 通	
申立人	本籍	長崎 都道府県 長崎市○○町△番地	
	住所	長崎県長崎市○○2丁目△番□号 電話 (-) - - - - -	
	フリガナ 氏名	□□梅子 大正 34年3月--日生 昭和	
	職業	会社員	
	本人との関係	※ 1 本人 2 配偶者 3 四親等内の親族 (<input checked="" type="checkbox"/>) 4 (未成年・成年) 後見人 5 (未成年・成年) 後見監督人 6 保佐人・保佐監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他 (<input type="checkbox"/>)	
本人	本籍	都道府県 申立人の本籍と同じ	
	住所	申立人の住所と同じ (方)	
	フリガナ 氏名	□□和男 明治 大正 56年5月--日生 昭和	
	職業	会社員	

(注) 太わくの中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

補助(1/2)

申 立 て の 趣 旨

本 人 に つ い て 補 助 を 開 始 す る と の 審 判 を 求 め る。

(必ず、当てはまる番号を○で囲んでください。)

- ① 本人が以下の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、
その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。（☆）
- ② 本人のために以下の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

(行為の内容を記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)

1 につき 1回あたり1万円を超える支出 金銭の借用

通信販売及び訪問販売による契約

2 につき クレジット契約による契約の締結

保佐同様
本人に必要な権利を
具体的に！

申 立 て の 実 情

(申立ての理由、本人の生活状況などを具体的に記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)

本人は、療育手帳B2の判定を受けた知的障害者である。一般就労も自立度は高いものの、金銭消費貸借契約等、結果支払責任の有無について等)を推認し、自らを制御する能力が不十分であり、金銭的トラブルを起したことがある。早急に対処の要があり申立てた。

補 助 人	住 所	〒 -	電 話	()
候補者 <small>適当な人がいる場合に記載してください。</small>	フリガナ 氏 名			大正 昭和 年 月 日 生
	職 業			本人と の関係
	勤務先			電 話

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ☆申し立てる行為は、民法第13条第1項に規定されている行為の一部に限られます。
補助(2/2)

後見開始申立て用チェックシート

	準備するもの	数量	チェック欄
			申立人 裁判所
申立人	申立書 戸籍謄本	1通 1通	
本人 (後見人 を必要と される方)	戸籍謄本 戸籍附票または住民票	1通 1通	
	成年後見登録事項証明書 ※同封の「登記されていないことの証明書申請書」を法務局に提出し、証明書の交付を受けてください。東京法務局に郵送で申請するほか、各々の地方法務局の窓口で申請し交付を受けることもできます。	1通	
	診断書および診断書附票	各1通	
	本人の状況説明書(本人申立用又は本人以外の申立用)	1通	
	財産目録・収支一覧表およびその資料 (1) 不動産についての資料 •不動産登記事項証明書又は登記簿謄本、固定資産税評価証明書等 (2) 預貯金、投資信託、株式等についての資料 •通帳、残高証明書、預かり証、株式の残高報告書等 (3) 生命保険、損害保険等についての資料 •生命保険証書等 (4) 負債についての資料 •金銭消費貸借契約書、返済明細書等 (5) 収入についての資料 •確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等 (6) 支出についての資料 •各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、家賃店医療費店施設費の領収書等		
	戸籍謄本 ※申立人と同じ方なら必要ありません。	1通	
後見人 候補者	戸籍附票または住民票	1通	
	身分証明書 ※その人が破産宣告を受けていないことの証明書です。市区町村が発行しています。	1通	
	成年後見登録事項証明書 ※同封の「登記されていないことの証明書申請書」を法務局に提出し、証明書の交付を受けてください。東京法務局に郵送で申請するほか、各々の地方法務局であれば窓口で申請し交付を受けることもできます。	1通	
	後見人等候補者事情説明書	1通	
申立に 必要な 費 用	収入印紙	800円	
	郵便切手 500円 4枚、200円 3枚、80円 20枚、20円 10枚、10円 10枚	4,500円	
	登記印紙	4,000円	
	鑑定費用		

「新潟家庭裁判所長岡支部」資料より抜粋

全国家庭裁判所一覧

	都道府県	名 称	郵便番号・所在地・電話
北海道	札幌	札幌家庭裁判所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 (011)221-7281
	旭川	旭川家庭裁判所	〒070-0901 旭川市花咲町4丁目 (0166)51-6251
	釧路	釧路家庭裁判所	〒085-0824 釧路市柏木町4番7号 (0154)41-4171
	函館	函館家庭裁判所	〒040-0031 函館市上新川町1番8号 (0138)42-2151
東北	青森	青森家庭裁判所	〒030-0861 青森市長島1丁目3番26号 (0177)22-5351
	秋田	秋田家庭裁判所	〒010-8504 秋田市山王7丁目1-1 (0188)24-3121
	岩手	盛岡家庭裁判所	〒020-8520 盛岡市内丸9番1号 (019)622-3165
	山形	山形家庭裁判所	〒990-8531 山形県山形市旅籠町2丁目4番22号 (023)623-9511
	宮城	仙台家庭裁判所	〒980-0805 宮城県仙台市青葉区大手町2番26号 (022)222-4165(代)
	福島	福島家庭裁判所	〒960-8112 福島市花園町5番38号 (024)534-6186
関東・甲信越	栃木	宇都宮家庭裁判所	〒320-8505 栃木県宇都宮市小幡1丁目1番38号 (028)621-2111
	群馬	前橋家庭裁判所	〒371-8531 群馬県前橋市大手町3丁目1-34 (027)231-4275
	茨城	水戸家庭裁判所	〒310-0062 水戸市大町1丁目1番38号 (029)224-0011

	都道府県	名 称	郵便番号・所在地・電話
〈関東・甲信越〉	埼玉	浦和家庭裁判所	〒336-0011 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番4号5 (048) 863-4111(代表)
	千葉	千葉家庭裁判所	〒260-0013 千葉県中央区中央4丁目11番27号 (043) 222-0165(代表)
	東京	東京家庭裁判所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 (03) 3502-8311
	神奈川	横浜家庭裁判所	〒231-8585 神奈川県横浜市中区寿町1丁目2番地 (045) 681-4181
	山梨	甲府家庭裁判所	〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目10-7 (0552) 35-1131
	長野	長野家庭裁判所	〒380-0846 長野市旭町1108 (026) 232-4991
	新潟	新潟家庭裁判所	〒951-8513 新潟市川岸町1-54-1 (025) 266-3171
〈中部・北陸〉	静岡	静岡家庭裁判所	〒420-8604 静岡市城内町1番20号 (054) 252-6111(代表)
	岐阜	岐阜家庭裁判所	〒500-8710 岐阜美江寺町2丁目4番地の1 (058) 262-5121(代)
	富山	富山家庭裁判所	〒939-8502 富山市西田地方町2丁目9番1号 (0764) 21-6131
	石川	金沢家庭裁判所	〒920-0937 金沢市丸ノ内7番1号 (0762) 21-3111
	福井	福井家庭裁判所	〒910-0019 福井市春山1-1-1 (0776) 22-5000
	愛知	名古屋家庭裁判所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目7番1号 (052) 223-3411
	三重	津家庭裁判所	〒514-8526 津市中央3番1号 (059) 226-4171

	都道府県	名 称	郵便番号・所在地・電話
↖ 近畿 ↴	京都	京都家庭裁判所	〒606-0801 京都市左京区下鴨宮河町1番地 (075) 722-7211(代表)
	滋賀	大津家庭裁判所	〒520-0044 大津市京町1番2号 (0775) 22-4281(代表)
	大阪	大阪家庭裁判所	〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1-13 (06) 943-5321
	和歌山	和歌山家庭裁判所	〒640-8143 和歌山市二番町1番地 (0734) 22-4191
	奈良	奈良家庭裁判所	〒630-8213 奈良市登大町35 (0742) 26-1271
	兵庫	神戸家庭裁判所	〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号 (078) 521-5221
↖ 中國 ↴	岡山	岡山家庭裁判所	〒700-0807 岡山市南方1丁目8番42号 (086) 222-6771
	鳥取	鳥取家庭裁判所	〒680-0011 鳥取市東町2-223 (0857) 22-2171(代)
	島根	松江家庭裁判所	〒690-8523 松江市母衣町68番地 (0852) 23-1701
	広島	広島家庭裁判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀1番6号 (082) 228-0494
	山口	山口家庭裁判所	〒753-0048 山口市駅通り1-6-1 (0839) 22-1330
↖ 四国 ↴	香川	高松家庭裁判所	〒760-0033 高松市丸の内2番18号 (087) 851-1531(代表)
	徳島	徳島家庭裁判所	〒770-8528 徳島県徳島市徳島町1丁目5番地 (0886) 52-3141
	愛媛	松山家庭裁判所	〒790-0006 松山市南堀端町2番地1 (089) 945-5000

	都道府県	名 称	郵便番号・所在地・電話
〔 四 国 〕	高知	高知家庭裁判所	〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5 (0888)22-0340
〔 九 州 ・ 沖 縄 〕	福岡	福岡家庭裁判所	〒810-8652 福岡市中央区大手門1丁目7番1号 (092)711-9651
	佐賀	佐賀家庭裁判所	〒840-0833 佐賀県佐賀市中の小路3番22号 (0952)23-3161
	大分	大分家庭裁判所	〒870-8564 大分市荷揚町7番15号 (097)532-7161
	長崎	長崎家庭裁判所	〒850-0033 長崎市万才町6番25号 (0958)22-6154
	熊本	熊本家庭裁判所	〒860-0001 熊本市千葉城町3番31号 (096)355-6121
	宮崎	宮崎家庭裁判所	〒880-0803 宮崎市旭2丁目3番13号 (0985)23-2261
	鹿児島	鹿児島家庭裁判所	〒892-0816 鹿児島市山下町13-33 (099)222-7121(代表)
	沖縄	那覇家庭裁判所	〒900-8603 沖縄県那覇市樋川1丁目14番10号 (098)855-1000

編集者

知的障害者の権利擁護システム研究プロジェクト 「広報」小委員会

委員長 内田 喜啓 (社)埼玉県手をつなぐ育成会
委員 川原 武司 (NPO)成年後見センターふえいす
委員 林 よし子 (福)高岡市手をつなぐ育成会
委員 高野 洋一 (社)新潟県手をつなぐ育成会
コーディネーター 松井美弥子 (社)兵庫県手をつなぐ育成会
事務局 福岡 三治 (社)埼玉県手をつなぐ育成会
協力 (NPO)地域福祉サポート ちた

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業 知ってますか? 成年後見制度

発行日: 2007年1月31日

発行者: 藤原 治

発行所: 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

〒105-0003 東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル8階
TEL 03-3431-0668 FAX 03-3578-6935
<http://www1.odn.ne.jp/ikuseikai/>
E-mail: ikuseikai@pop06.odn.ne.jp

印刷所: はいきっずデザイン事務所



手をつなぐ(号外) 1957年4月30日 第三種郵便物認可 2007年1月31日(毎月一回一日発行)¥200